

霧島市給水条例の一部改正について

霧島市給水条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市給水条例の一部を改正する条例

霧島市給水条例（平成17年霧島市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市長又は」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

第10条から第15条までを次のように改める。

第10条から第15条まで 削除

第19条第1項中「市がこれを設置して」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、メーター設置に係る工事費は、水道使用者等の負担とするが、設置後の修繕、取替え等に係る費用は、市が負担するものとする。

第19条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 貯水槽の設置されている共同住宅の場合は、給水装置に設置したメーターとは別に貯水槽から各戸への給水に用いる設備（以下「貯水槽以下給水設備」という。）に各戸のメーターを設置することができるものとし、その位置は、市長が定める。
- 4 貯水槽以下給水設備にメーターを設置しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

第33条第1項中「の工事」の次に「及び貯水槽以下給水設備へのメーター設置工事」を加え、「に係る給水管に」を「によって」に、「額の加入金」を「金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改め、同項の表中

「

加入金
27,000円
53,000円
87,000円
150,000円
214,000円
510,000円
1,370,000円
2,500,000円

「

金額
25,000円
50,000円
82,000円
142,000円
203,000円
485,000円
1,304,000円
2,380,000円

」を

」に改める。

第34条第1項中「区別」を「各号の区分」に、「徴収する」を「申請者から申込みの際に徴収する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第33条の改正規定（「額の加入金」を「金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改める部分及び同条の表の部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

給水装置工事の実情に即したものに本条例の規定を整理するとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、加入金の金額表記をこれまでの内税方式から外税方式に改めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。